

平成28年度 常勤の講師・養護助教諭を希望する方へ

三重県教育委員会

四日市市教育委員会

1 雇用条件等

(1) 資格等

- ① 校種、職種に応じた教育職員免許状を有する人
- ② 学校教育法第9条の欠格事由及び地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない人

(2) 勤務形態

常勤（原則として、8：30から17：00まで）

(3) 勤務場所

四日市市内の小学校又は中学校

(4) 給料及び手当

給 料	新規大卒者	中小教1級25号給	給料月額	198,100円
			教職調整額	7,924円
	新規短大卒者	中小教1級13号給	給料月額	172,500円
			教職調整額	6,900円

手 当

通勤手当

自家用車等の場合：距離に応じて支給（2km以上 月3,000円～）
公共交通機関の場合：定期券又は回数券相当額の低廉な方を支給
（上限 月65,000円）

期末・勤勉手当

在職期間等に応じて支給（年2回 4.10月分以下）

退職手当

6月以上の継続した在職期間があれば、公立学校職員の退職手当に関する条例第3条第2項の退職手当を支給

その他住居手当等

賃貸住宅の場合：27,000円を上限に支給

支 給 日

毎月21日

(5) 休 暇

年次有給休暇

県の規定により付与

例：在職期間5月を越え6月に達するまでの期間について10日付与

その他特別休暇等

県の規定により付与

忌引き、結婚休暇、夏季休暇、生理休暇、公民権行使、
災害等により勤務が不可能な場合等の特別休暇等

(6) 服務規程

正規の教員の服務規程に準じます。

(7) その他

- ① 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法を適用します。
- ② 2か月を越える雇用の場合、社会保険（厚生年金、健康保険）に加入していただきます。
- ③ 任用については、地方公務員法第22条によるものとします。
- ④ 任用終了時にあらかじめ次の任用が明らかな場合は、原則として社会保険に引き続き加入することになります。ただし、次の任用までの期間によっては、国民健康保険や国民年金に加入していただく場合があります。
- ⑤ 出張の場合、県の規定により、旅費を支給します。
- ⑥ 任用終了時の欠員状況等により、改めて任用する場合があります。

※ 上記の規定の内容については、今後変わることがあります。

2 その他

問い合わせ先

四日市市教育委員会 学校教育課教職員係 〒510-8601 四日市市諏訪町1-5 TEL059-354-8251

平成28年度 よっかいち常勤講師(小・中学校)を希望する方へ

四日市市教育委員会

1 目的

段差のない教育・児童、生徒一人一人へのきめ細かい指導を期して、小・中学校1年生における30人学級編成を実施する各学校に、常勤講師(よっかいち常勤講師)を配置する。(少人数学級拡充事業)

2 雇用条件等

(1) 資格等

- ① 校種、職種に応じた教育職員免許状を有する人
- ② 学校教育法第9条の欠格事由及び地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない人

(2) 勤務形態

常勤(原則として、8:30~17:00まで 1日7時間45分)

(3) 勤務場所

四日市市内の小学校または中学校

(4) 賃 金

小学校

時給1,800円(担任) 1,600円(担任外)

【時間外勤務:時給2,250円(担任) 2,000円(担任外) ※月20時間程度】

中学校

時給1,600円

【時間外勤務:時給2,000円 ※月50時間程度】

支給日 翌月21日

(5) 交通費

四日市市の規定により支給します。

(6) 休 暇

年次有給休暇 四日市市の規定により付与(四日市市臨時職員の任用に関する要綱)

例:任用1年目の場合 4~9月 任用時特休 5日 10月~10日 付与

※以後、任用年数に応じて付与

その他特別休暇 四日市市の規定により付与 忌引き、任用時特別休暇

(7) 服務規程

正規の教員の服務規程に準じます。

(8) その他

- ① 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法を適用します。
- ② 社会保険(雇用保険、健康保険)に加入していただきます。
- ③ 出張の場合、四日市市の規定により、旅費を支給します。
- ④ ご家族等の扶養認定をうけることはできません。

※ 上記の規定の内容については、今後変更されることがあります。

3 その他

問い合わせ先

四日市市教育委員会 学校教育課教職員係 〒510-8601 四日市市諏訪町1-5 TEL059-354-8251

平成28年度 非常勤の講師を希望する方へ

三重県教育委員会

四日市市教育委員会

1 雇用条件等

(1) 資格等

- ① 校種、職種に応じた教育職員免許状を有する人
- ② 地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない人

(2) 勤務形態

週18時間以内の勤務

※勤務校の授業時間割により、勤務する日数、曜日、時間帯が決定されます。

(3) 勤務場所

四日市市内の小学校又は中学校

(4) 賃 金

基本額 県の規定により支給

時給2,590円 2,780円 2,850円まで (※平成27年度実績)

加算額 正規職員として計算した通勤手当月額額の1/21相当額を勤務日1日ごとに支給

支給日 翌月21日

(5) 服務規程

正規の教員の服務規程に準じます。

(6) その他

- ① 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法を適用します。
- ② 年次有給休暇は、継続して6月以上任用されるものに対して、県の規定により付与します。
例：週3日の勤務日数の場合は、5日付与（ただし、任用後2か月経過した時点で付与）
- ③ 任用終了時の欠員状況等により、改めて任用する場合があります。

※ 上記の規定の内容については、今後変わることがあります。

2 その他

問い合わせ先

四日市市教育委員会 学校教育課教職員係 〒510-8601 四日市市諏訪町1-5 TEL059-354-8251

1 目 的

学校の諸課題に対応し、きめ細かな教育ができるように小中学校に非常勤講師を配置する（学校教育アシスト事業）

2 講師雇用条件等

(1) 資格等

- ① 校種、職種に応じた教育職員免許状を有する人
- ② 地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない人

(2) 勤務形態

原則として、週5日以内18時間以内（年間35週程度）の範囲で勤務

【内訳：授業12時間分（授業9時間＋授業外活動9時間～授業12時間＋授業外活動0時間）】

※勤務校の授業時間割により、勤務する曜日、時間帯が決定されます。

(3) 勤務場所

四日市市内の小中学校または中学校

(4) 賃 金(四日市市費)

授 業：時給2,700円程度

授業外活動：時給 900円程度

支給日 翌月21日

【授業】

単独及び複数で、授業において適切な役割を担って指導を行う場合

【授業外活動】

教材研究や評価活動

免許状を有しない教科の授業において、補助的な立場で指導を行う場合

複数（TT）で指導する授業において、特定の児童・生徒のみに学習支援を行う場合

(5) 交通費

規定により支給します。

(6) 服務規程

正規の教員の服務規程に準じます。

(7) その他

- ① 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法を適用します。
- ② 年次有給休暇は、四日市市の規定により付与します。（四日市市臨時職員の任用に関する要綱）
例：任用1年目・週3日勤務の場合 4～9月 任用時特別休暇 2日 10月～ 5日 付与
※以後、任用年数に応じて付与

※ 上記の規定の内容については、今後変更されることがあります。

3 その他

問い合わせ先

四日市市教育委員会 学校教育課教職員係 〒510-8601 四日市市諏訪町1-5 TEL059-354-8251